

外国人技能実習制度 はどこまで活用できる？

今回のキャスト

社長 藤田 匠

社員 西園寺 千代

塾生 伝法院 千里

千代が外国人技能実習の監理団体ができたという話を聞いてきた。人手不足を嘆きながらも、外国人雇用にはためらいを感じていた藤田社長ではあったが、伝法院先生の話聞いて……。

藤田 千代ちゃん、さっき商工会の人とどんな話をしていたの？

千代 人手がなかなか足りなくて嘆いていたら、「それなら最近、外国人技能実習制度の監理団体ができたんですよ」っていう話になったんです。うちは日本人ばかりだし、誰も外国語なんてロクに話せないから関係ないかなと思っただけですけど、話を聞いているうちに、意外と関係ない話ではないなと感じて、つい長話になってしまいました。

藤田 へえ、外国人技能実習制度か。前にもそんな話をセミナーで聞いたことがあったけど、「農業は単純作業だから対象にはならない」っていうあいまいな解釈のままになっていたような。千代ちゃんは「うちと無関係の話ではない」って感じたの？

千代 はい、なんだかいろいろとルールが変わってきているみたいで。あと、制度に対して先入観が強

かったんだなあとも感じました。農業も無関係じゃないし、仕事を覚えたらすぐに帰っちゃうイメージがありました。今では最長5年間の実習期間が認められているみたいですよ。それだけの期間があれば、一緒に仕事をするうえでコミュニケーションを取りやすくなりますよね。

現地法人を設立するなど、ビジョンはより描きやすくなりますね。ある意味、将来的な新規事業への投資にもなると思います。それに、言葉が伝わりづらいのは確かにデメリットではありますが、逆に、みんなが伝わりやすく伝えようと工夫をするため、コミュニケーションの質が向上します。事業や組織の視点からも、外国人技能実習生の受け入れは、以前よりもオススメですね。

伝法院 こんにちは、藤田社長、千代さん。お話途中から聞いていたのですが、外国人技能実習生の受け入れを検討されているのですか？

藤田 いやいや、まだ検討には至っていないんですが、千代ちゃんが商工会から案内してもらったみたいで。農業も無関係じゃないんだななんて話をしていました。

伝法院 そうですね、外国人技能実習生のできることの範囲はグッと広がっている印象ですね。また、受け入れの期間も最長5年間と長期化していますので、受け入れ期間中に良い関係性を築けば、自国への帰国後、

外国人技能実習の受け入れ方式

① 企業単独型

海外の現地法人等の職員を受け入れる形で技能実習を行なう。少数派で受け入れ実績は全体の1割以下。

② 団体監理型

商工会や事業協同組合といった非営利の監理団体が技能実習生を受け入れ、その傘下にある企業などの実習実施者のもとで技能実習を行なう。新たに監理団体として活動するためには、外国人技能実習機構(OTIT)に申請して許可を受けなければならない。

今回の執筆者

矢萩板 初美

(有)人事・労務パートナー
行政書士/
903シティファーム
推進協議会委員長



明治学院大学国際学部卒業後、総合物流企業を経て行政書士として独立。法人の設立や事務局運営サポート等コミュニティ創りを支援している。自らも次代に持続可能な「農」と「食」を残すべく「田心マルシェ」を開催。「農業共済新聞」執筆、「物流ニッポン」連載、目黒商工会議所「0から1を生み出す!イノベーションを起こし続ける組織のつくり方」講演等。

▶ 受け入れ期間最長5年に延長！ 制度活用のイロハ ◀

2017年11月1日に技能実習法が施行されて以降、ますます外国人技能実習制度についての相談を受ける頻度が増しました。この背景として、技能実習生の受け入れ期間が最長5年間へ延長された制度変更が挙げられるでしょう。実習生の受け入れは、現在77職種139作業が認められていますが、農業（耕種、畜産）でも、条件を満たせば実習期間5年間までの延長が認められています。

今回は、これまで技能実習制度が気になりながらも活用したことがない農業経営者の方に向けて、一般的である「団体監理型」を中心に、受け入れまでの流れ＆ポイントを紹介します。

「技能実習計画」認定までの流れ

外国人技能実習機構（OTIT）に対し、技能実習計画の認定申請を、入国管理局に対し在留資格認定証明書交付申請を、順に行なう必要があります。実習実施者は技能実習計画の作成にあたり、実習監理を受ける監理団体の指導を受け、認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行なわなければなりません。仮に違反があった場合には、改善命令や認定の取り消しの対象になります。

1 監理団体を選定、相談

監理団体型で技能実習生を受け入れるには、監理団体の選定が第一のステップとなる。監理団体の実績により、外国人を受け入れることができる職種は限られる。まずは監理団体の実績、「移行対象職種」を確認。

受け入れ期間も異なる。許可監理団体（一般）：5

年まで可能、受け入れ人数枠は倍になる。許可監理団体（特定）：3年まで受け入れ可能。

どこに監理団体があるかわからない場合は、OTITのホームページなどで調べることができる。

2 技能実習生募集

監理団体を通じて実習生を採用。実習実施者が現地へ赴いて面談することもある。

3 技能実習計画作成

計画はOTITに申請し認定を受ける。

4 在留資格認定申請

入国管理局に申請し証明書を交付してもらう。

農業と周辺業務とのバランス

ここで当社で相談を受けた事例を紹介しましょう。菓子製造業を営む会社からの相談でした。農業で外国人技能実習生を受け入れた場合に、どの程度までその周辺業務に当たらせることができるのか？ 菓子の製造・販売で市場を創り出し、自社の農場・工場を持って生産に力を入れていきたいとのこと。

ちなみに菓子製造業は移行対象職種に当たりません。移行対象職種に当たらない場合、受け入れ期間は1年間のみ。延長は不可です。菓子製造業では認定のハードルが高いため、移行対象職種である「耕種」を主たる作業として申請を進めることを提案しました。

主たる作業とは全作業の50%以上を意味します。事例では、1年間のうち必須業務：50%以上が農業であり、49%未満が周辺業務（製造・加工・運搬・農機具点検等）という計画を策定しました。ただし、店舗での販売が周辺業務の範囲内と認められるケースもありますが、個別具体的な相談が必要となります。

当社でも以前ワーキングホリデーを利用してドイツ人の女性を受け入れました。日本語力に不足はありますが、そんな彼女に仕事を伝えていく過程で、私たち自身の仕事への理解や意義、組織内の関係性の向上など、労働力そのものとは異なる外国人雇用のメリットを実感しました。外国人雇用のイロハを押さえていただき、今後の経営判断に活かしていただければ幸いです。

実習受け入れ人数枠

第1号		第2号	優良基準適合者
基本人数枠		基本人数枠の2倍	いずれも基本人数枠に対して 第1号：2倍 第2号：4倍 第3号：6倍
実習実施者の常勤職員総数	技能実習生数		
30人以下	3人		
31～40人	4人		
41～50人	5人		
51～100人	6人		

※常勤職員総数101人以上は省略。いずれも常勤職員総数を上回らないこととされている。

技能実習の区分による違い

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
在留資格	技能実習第1号	技能実習第2号		技能実習第3号	
移行条件		学科と実技の技能評価試験合格		実技の技能評価試験合格	

※第3号はOTITから優良認定を受けた監理団体・実習実施者でなければ実習を受け入れることはできない。